

第3回 津島市職場環境改善対策案策定委員会 議事録 要旨

日時 令和6年6月12日(水)

午後2時~4時20分

場所 市長公室

1. 「津島市職員のハラスメント防止等に関する要綱」及び「ハラスメント外部相談窓口」に関すること
 - ・ 外部相談窓口は津島市とは利益相反関係にない窓口として、津島市に不利な内容の助言をすることもできる。よって相談者は安心して相談することができる。
 - ・ 機構改革によって外部、内部窓口の担当課が変更されるかもしれないが、まずは外部窓口の創設に向けて現行の組織で実施するために人事秘書課を担当課とする。
 - ・ 外部相談窓口から人事秘書課へ相談者の同意を条件に情報提供する。なお、同意が無くても統計的な情報のみを報告する仕組みにする。
 - ・ 要綱は法的拘束力がないため、要綱内に処分規定を設けることはできない。
 - ・ 外部相談窓口は相談・助言のみの対応であり、調査は行わない。
 - ・ ハラスメントやハラスメントが疑われることがないようにしていくためには、職員のハラスメントに対する知識を醸成することが必要である。
 - ・ セクハラ相談に乗る職員は外部相談窓口を含めて同性の方が望ましい。
 - ・ 匿名の相談については、事実関係の確認も取れないため対応も不十分になる。それを十分に理解するように外部相談窓口から相談者に伝えてもらう。
 - ・ 仕様書の方向性は定まったので、外部相談窓口の弁護士の選定を進めていく。
 - ・ 委員らの意見・提案を基に委員長が津島市職員のハラスメント防止等に関する要綱の素案を次回の委員会までに作成する。
2. その他について
 - ・ 組織・機構に関しては、行政機構検討委員会での議論になるため、対策案策定委員会で議論はできない。
 - ・ 調査報告書内の7つの提言のうち、「5 人事制度の透明性の確保」及び「7 ハラスメントの遠因の除去」について部局長あてアンケートを実施する。